

第2部

八千代市第2次のち支えるまちづくりプラン

第1章 計画の概要

第1節 計画の趣旨

我が国の自殺者数は、平成10年以降14年連続で3万人を超える状況が続きました。そこで、実効性のある総合的な自殺対策を推進するため、平成18年に「自殺対策基本法」(以下「基本法」)が制定されました。

さらに、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、施行から10年の節目に当たる平成28年に基本法が改正されました。改正法では、自殺対策は「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念として明記するとともに、市区町村が区域内における自殺対策について計画を定めるものとされました。

千葉県では、平成30年3月に第2次千葉県自殺対策推進計画を策定しました。ここでは、関係機関・団体と連携・協力の強化を図り、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、「誰も自殺に追い込まれることのない千葉県」を目指し、県を挙げて取り組むこととされました。

こうした背景を踏まえ、本市においても生きることの支援を総合的かつ効果的に推進することで、「誰も自殺に追い込まれることのないまちづくり」を目指し、平成30年度に「八千代市のいちを支えるまちづくりプラン」(以下「第1次プラン」)を策定し、令和4年度は計画期間の最終年度となりました。

基本法制定後、平成21年以来全国の自殺者数は減少傾向となり、取り組みによる一定の成果はあったと考えられますが、依然として毎年2万人を超える水準で推移しています。令和2年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、自殺者の総数は11年ぶりに前年を上回りました。また、女性の自殺者数が2年連続の増加、小中高生の自殺者数が増加傾向となるなど、今後対応すべき新たな課題も顕在化しています。

このような状況を踏まえ、令和4年10月、国の新たな「自殺総合対策大綱[※]」が示されました。新たな大綱では、「子ども・若者の自殺対策を更に推進する」、「勤務問題による自殺対策を更に推進する」、「女性の自殺対策を更に推進する」などの重点取り組みの方針が決定しました。

今般、今までの取り組みの成果や地域自殺実態プロファイル分析結果、国の方針などを踏まえ、今後も「誰も自殺に追い込まれることのないまちづくり」を更に推進するため、「高齢者」、「生活困窮者」、「子ども・若者」、「女性」への支援強化を重点施策に掲げ、「八千代市第2次いちを支えるまちづくりプラン」(以下「本プラン」)を策定します。

※「自殺総合対策大綱」は、自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針を定めたもの

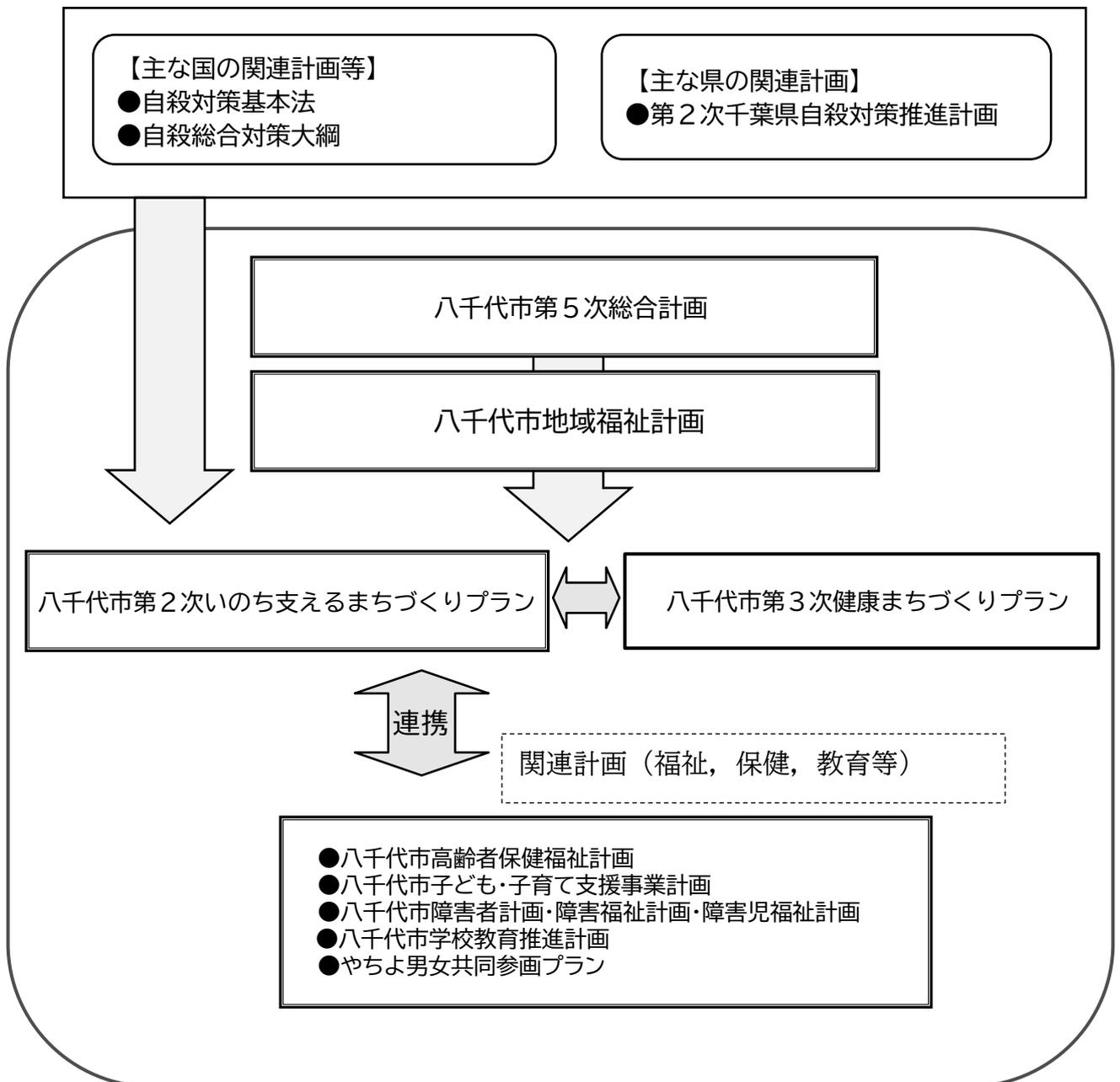
第2節 計画の概要

1 計画の位置づけ

本プランは、自殺対策基本法に基づく市町村自殺対策計画です。国の「自殺総合対策大綱」と県の「千葉県自殺対策推進計画」などとの整合性を図ります。

また、本市の最上位計画である「八千代市第5次総合計画」と福祉分野の上位計画である「八千代市地域福祉計画」とも整合性を図ります。

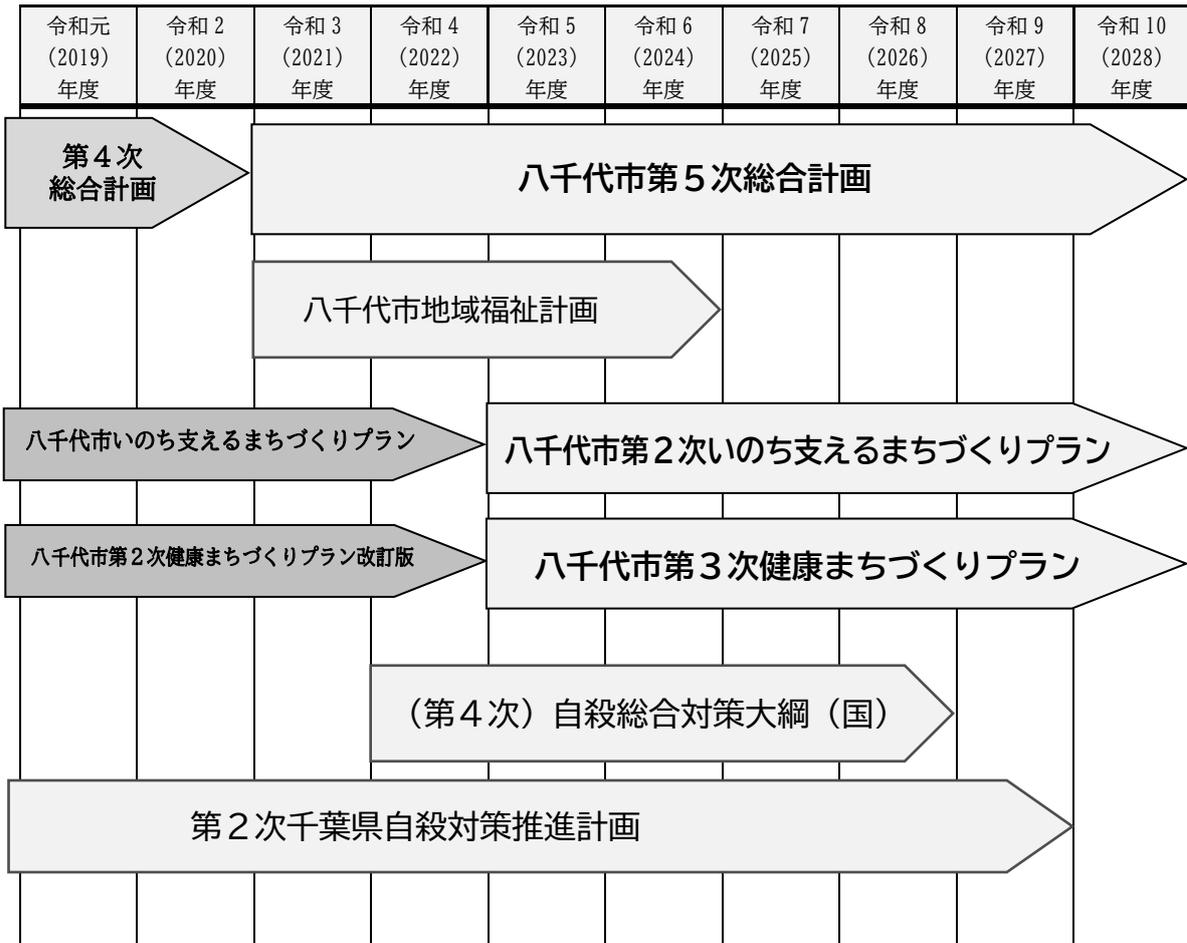
なお、健康増進法に基づく市町村健康増進計画である「八千代市第3次健康まちづくりプラン」と連動を図ると共に、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉等の福祉関連計画及び教育や男女共同参画等関連する分野の行政計画と連携し、推進していきます。



2 計画期間

計画の期間は、令和5年度から令和10年度までの6年間です。これは八千代市第5次総合計画及び八千代市第3次健康まちづくりプランの計画期間と連動した期間となっています。

なお、上位計画との整合性及び社会情勢の変化などによって見直しが必要になった場合には、適宜見直すものとします。



3 計画策定経緯

(1)最終評価及び次期計画策定のためのアンケート調査の実施

市民のこころの健康づくりに関する現状を把握し、第1次プランの評価及び本プラン策定のための基礎資料とするため、令和3年10月から12月にかけて「八千代市第2次健康まちづくりプラン・いのち支えるまちづくりプラン最終評価及び次期計画策定のためのアンケート調査」(以下「市民アンケート調査」)を行いました。(資料編109頁参照)

(2)推進・評価委員会における評価及び策定

市民及び関係団体によって構成される「八千代市第2次健康まちづくりプラン推進・評価委員会」及びライフステージ別の部会にて、市民アンケート調査や事業の実施状況等を踏まえ、第1次プランを評価しました。(資料編133頁参照)

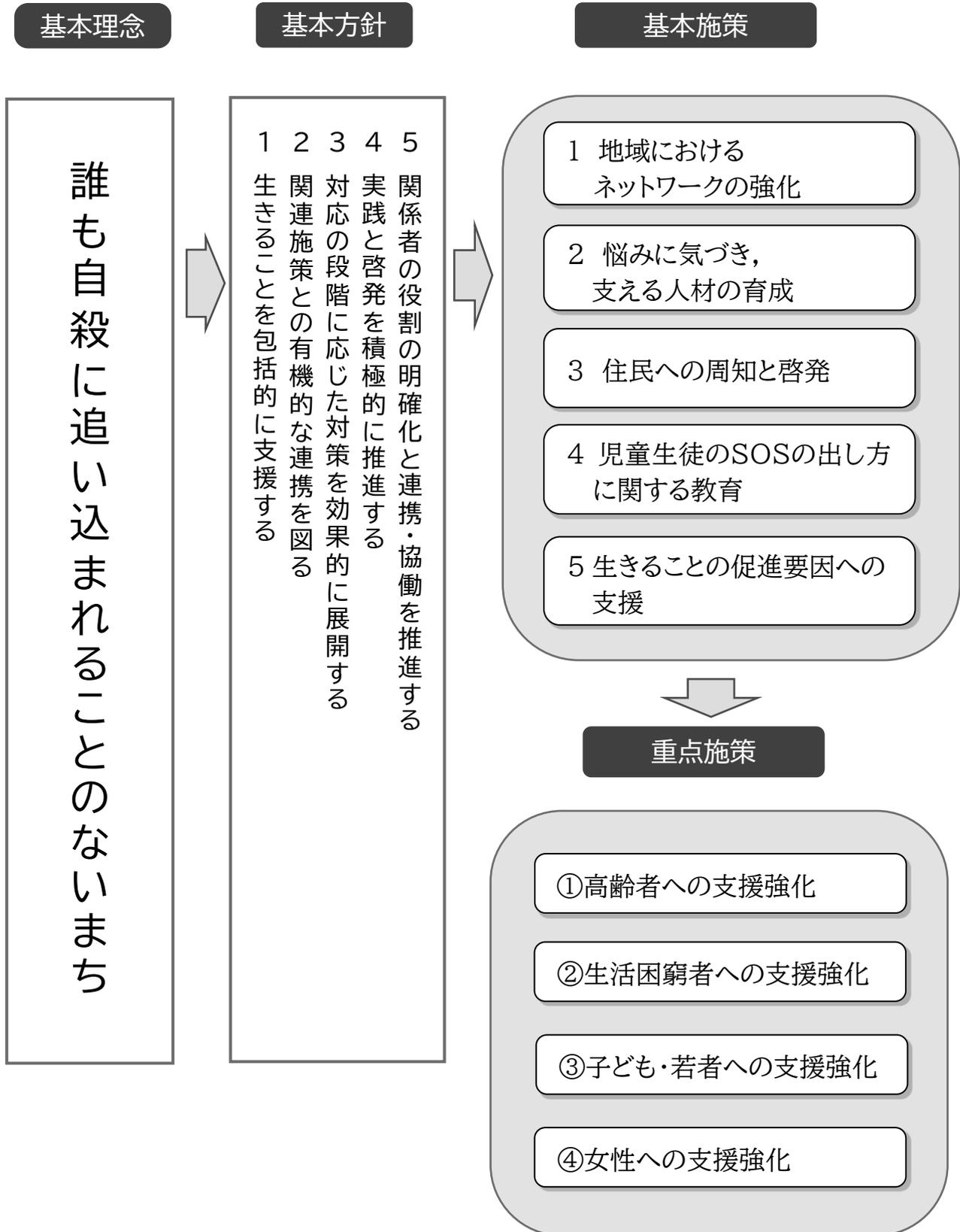
また、第1次プランの評価を踏まえ、本プランの内容を協議しました。

(3)パブリックコメントの実施

計画の素案については、八千代市パブリックコメント手続実施要綱に基づき、令和4年12月20日から令和5年1月19日までの期間、パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を募集しました。

第3節 計画の施策体系

【計画体系図】



【重点施策の目指す姿】

国の「地域自殺実態プロファイル(2021)」において示された、本市の重点取り組みに基づき、高齢者の健康問題、生活困窮者の生活苦などの問題に取り組めます。

また、全国的に「児童生徒」「若者」「女性」の自殺者数の増加が懸念されていることから、子どもや若者、女性のこころの悩みに関して、教育部門や福祉部門と連携し、家庭や子育て、子どもに関する情報の普及啓発や相談体制の整備に取り組めます。

①高齢者への支援強化

八千代市地域福祉計画・地域福祉活動計画(以下、「地域福祉計画」)に基づいて、地域で活躍する人材である民生委員・児童委員や、ボランティア団体、社会福祉法人、長寿会など、高齢者に係る様々な人材や団体との連携を強化します。また、高齢者の総合相談等で、悩みを抱えた人を適切な相談窓口につなげる仕組みを作ると共に、地域における居場所づくり等を通じて高齢者の社会的な孤立の防止に取り組む、地域の身近な人とのつながりを感じることでできる地域づくりを目指します。

②生活困窮者への支援強化

生活困窮者自立支援制度に基づき、生活困窮に関する専門相談員(生活困窮者自立支援相談員)を設置し、生活困窮に関する相談を受けるだけでなく、生活背景などから深刻な悩みを抱え、自殺の危険性の高い人に対しては、適切な相談や医療につながるよう、関係部署との連携を図り相談者に寄り添った自立支援を行います。

③子ども・若者への支援強化

子どもや若者が悩んだ時に相談ができたり、助けを求める声を上げることができるよう、福祉、保健、教育部門等それぞれが連携を強化し、子どもの居場所づくりのほか、情報の普及啓発や年代に応じた相談体制の整備など、多面的支援に取り組めます。

また、子どもの変化に気づいた保護者や地域の人々など、周囲の人からの相談を受ける体制や、それに基づき本人に働きかける連携体制の整備も検討します。

④女性への支援強化

女性サポート相談や福祉の各相談窓口にて、女性が抱える家庭や職場、対人関係、生き方、DV、子育てや子どもに対する悩みや不安などの相談に応じます。

重複した悩みを抱えた人に対しては、適切な窓口につなげるよう連携するなど、相談支援体制の充実を図ります。

第2章 計画の基本的な考え方

第1節 基本方針

国の自殺総合対策大綱及び第2次千葉県自殺対策推進計画、本市の自殺の現状や対策を踏まえ、以下の5つを「自殺対策の基本方針」とします

- 1 生きることを包括的に支援する
- 2 関連施策との有機的な連携を図る
- 3 対応の段階に応じた対策を効果的に展開する
- 4 実践と啓発を積極的に推進する
- 5 関係者の役割の明確化と連携・協働を推進する

1 生きることを包括的に支援する

自殺対策は、個人においても地域においても、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力、地域のつながりなどの「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行い、双方の取り組みを通じて自殺リスクを低下させます。自殺防止といった狭義の取り組みのみならず、地域における「生きることの支援」に関連する様々な取り組みを通じて、「生きることを包括的に支援」します。

2 関連施策との有機的な連携を図る

自殺の要因となり得る生活困窮、いじめ、児童虐待等に関連する分野においても同様に、様々な関係者や組織等が連携して取り組みを展開しています。連携する効果を高めるために、様々な分野において生きることの支援にあたる関係者が、自殺対策の一翼を担っているという意識を共有し、密接に連携して対策に取り組めます。

とりわけ、地域共生社会の実現に向けた取り組みや生活困窮者自立支援制度との連携推進や、精神科をはじめとする医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めると共に、社会経済的な視点を含めた包括的な対策に取り組めます。

3 対応の段階に応じた対策を効果的に展開する

個々の問題解決に取り組む「対人支援レベル」、包括的支援を行うために関係機関等が連携する「地域連携レベル」、市の計画等の枠組みを整理・修正する「社会制度レベル」のそれぞれにおいて、総合的な対策を推進します。

また、時系列的な対応の段階として、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事

前対応」, 現に起こりつつある自殺発生の危機に介入する「危機対応」, それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合における「事後対応」の3段階が掲げられ, それぞれの段階に応じた施策を展開していきます。

4 実践と啓発を積極的に推進する

自殺の危機に陥った人の心情や背景は人それぞれであり, 悩みを抱えたときには誰かに援助を求めることが大切であるということが, 地域全体の共通認識となるように積極的な普及啓発を行います。

すべての市民が, 悩みを抱えている人に気付き, 声をかけ, 受け止め, 寄り添い, 必要があれば相手に応じた相談機関や専門家につなぐことができるよう, 広報活動, 教育活動等に取り組みます。

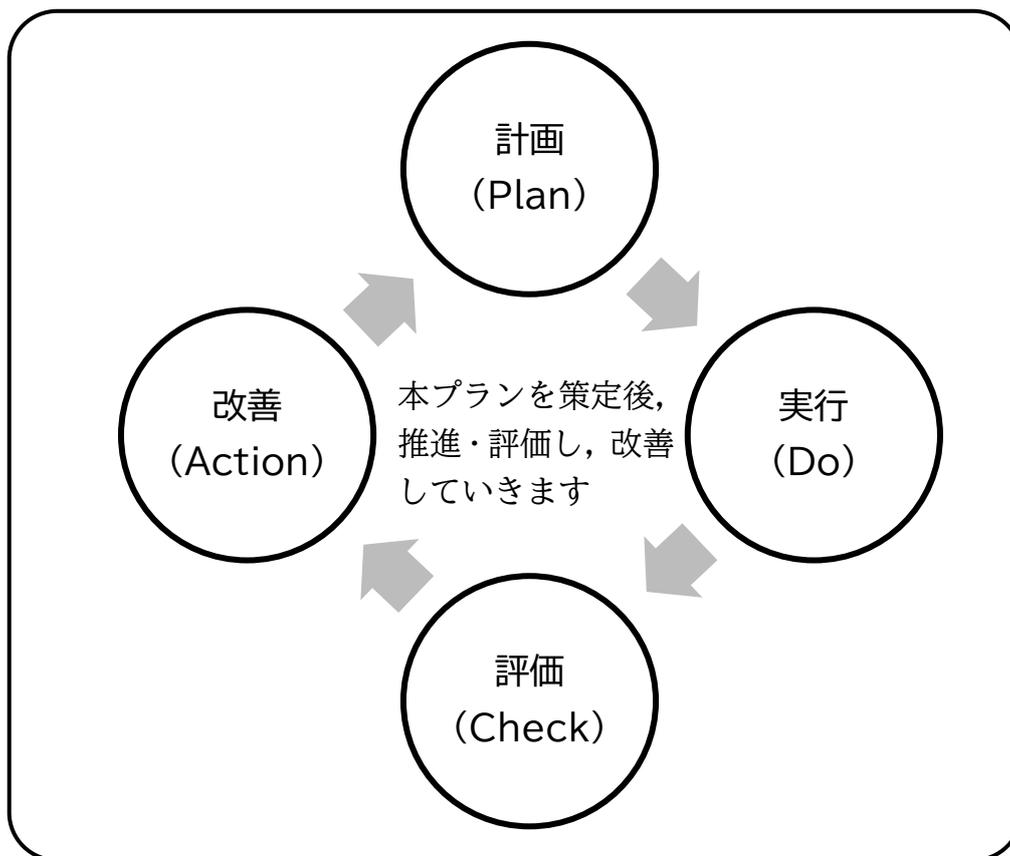
5 関係者の役割の明確化と連携・協働を推進する

自殺対策を通じて「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには, 市だけでなく, 医療機関, 社会福祉法人や NPO 法人等の民間団体を含めた関係団体及び市民一人ひとりが連携・協働し自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため, それぞれの主体が果たすべき役割を明確にするとともに, その情報を共有した上で, 相互の連携・協働の仕組みを構築し, いのち支えるまちづくりを推進します。

第2節 実効性のある取り組みの推進

計画の推進にあたっては、あらゆる分野の事業に自殺対策(生きることの包括的な支援)の視点を反映させつつ、本プランに基づいた確かな現状認識と利用可能な資源を考慮して地域づくりを進めていきます。

また、行政における取り組みについては、推進部署を明記し、庁内の連携のもと、Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)の流れを大切にして、実効性のある取り組みを盛り込み、よりよいプランにしていきます。



第3節 SDGsの視点を踏まえた施策の展開

2015年9月の国連サミットでは、持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)が採択されました。

これにより先進国を含め、すべての国が「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包括性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標に取り組むことが求められています。

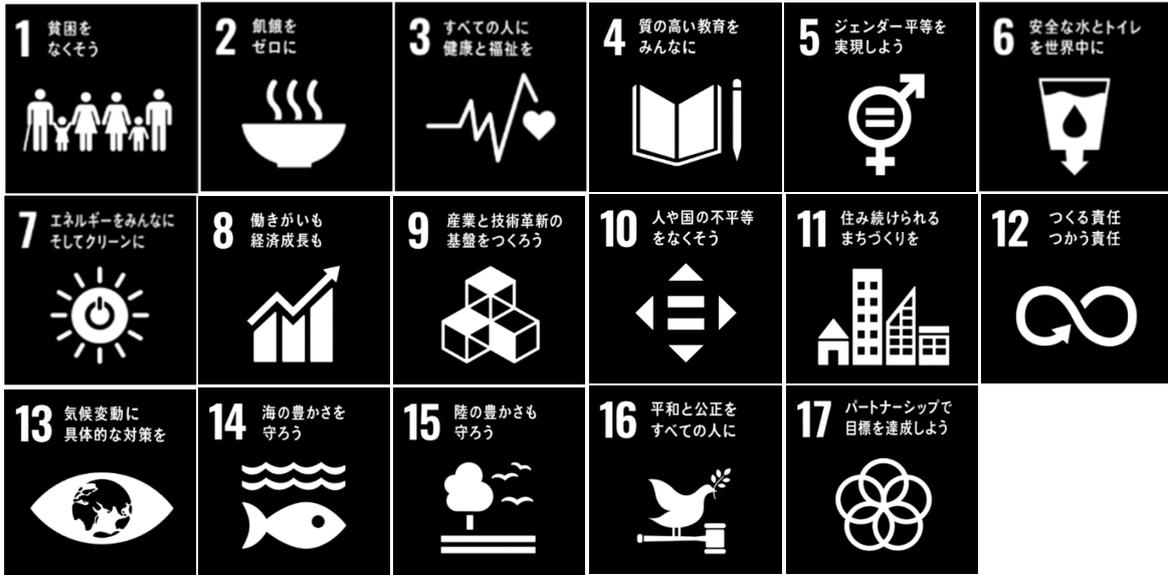
SDGs グローバル指標「3 すべての人に健康と福祉を」では、あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進することが掲げられています。

この中で、自殺対策に関しても世界共通で取り組むことが求められています。本市に

においても、SDGs の目標達成に貢献することを意識しつつ、自殺対策に取り組む必要があります。

【SDGs 17 の目標】

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



【SDGs 目標 3 のターゲット(抜粋)】

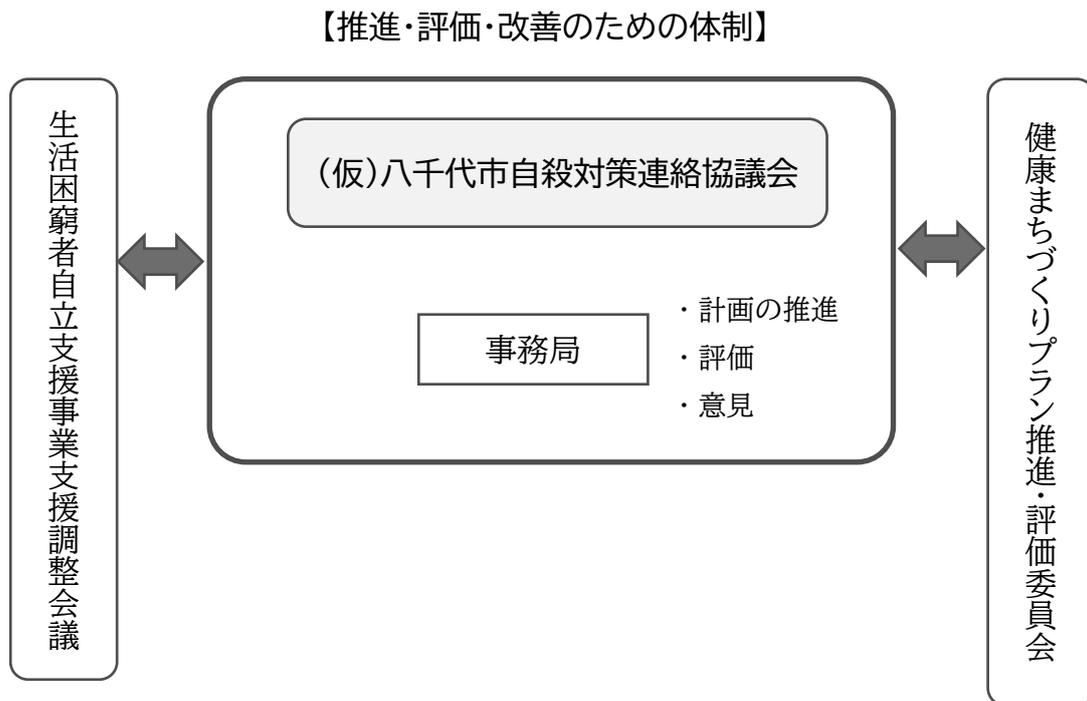
| 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する | |
|-------------------------------------|--|
| 3.1 | 2030 年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生 10 万人当たり 70 人未満に削減する。 |
| 3.2 | すべての国が新生児死亡率を少なくとも出生 1,000 件中 12 件以下まで減らし、5 歳以下死亡率を少なくとも出生 1,000 件中 25 件以下まで減らすことを目指し、2030 年までに、新生児及び 5 歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。 |
| 3.4 | 2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。 |
| 3.5 | 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。 |
| 3.7 | 2030 年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、生と生殖に関する保健サービスをすべての人々が利用できるようにする。 |
| 3.8 | 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) を達成する。 |
| 3.a | 全ての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条例の実施を適宜強化する。 |

(出典:外務省ホームページより抜粋)

第4節 計画の推進・評価体制

計画の推進・評価・改善にあたり、市民及び関係団体・専門家による「(仮)八千代市自殺対策連絡協議会」を中心として、よりよい計画となるよう努めます。

また、庁内の「生活困窮者自立支援事業支援調整会議」と連携し、計画的に取り組みます。



1 生活困窮者自立支援事業支援調整会議との連携

本プランの推進にあたり、「(仮)八千代市自殺対策連絡協議会」において検討した内容は、庁内の「生活困窮者自立支援事業支援調整会議」にて共有し、庁内連携の強化に努めます。

また、庁内での情報共有により新たに得た情報については、「(仮)八千代市自殺対策連絡協議会」にフィードバックすることで、「(仮)八千代市自殺対策連絡協議会」と「生活困窮者自立支援事業支援調整会議」の連携を強化し、より効果的な推進体制の構築に取り組みます。

2 健康まちづくりプラン推進・評価委員会との連携

「八千代市第3次健康まちづくりプラン」の推進にあたり、「八千代市健康まちづくりプラン推進・評価委員会」を設置し、推進・評価を行います。

「八千代市健康まちづくりプラン推進・評価委員会」と「(仮)八千代市自殺対策連絡協議会」は、推進の経過や成果などを共有し、互いの取り組みに反映します。

第 5 節 計画の評価の具体的方法

(1)年度ごとに事業の進捗を評価

行政及び関係機関の取り組みの進捗状況を年度ごとに把握し、「(仮)八千代市自殺対策連絡協議会」にて評価を行います。

(2)令和 10 年度に最終評価

本プランの最終評価を行うために令和 9 年度に市民アンケート調査を行い、市民のこころの健康に関する状況の把握を行います。調査結果と、目標に向けた具体的な取り組みの進捗状況結果を踏まえて、総合的な評価を行います。

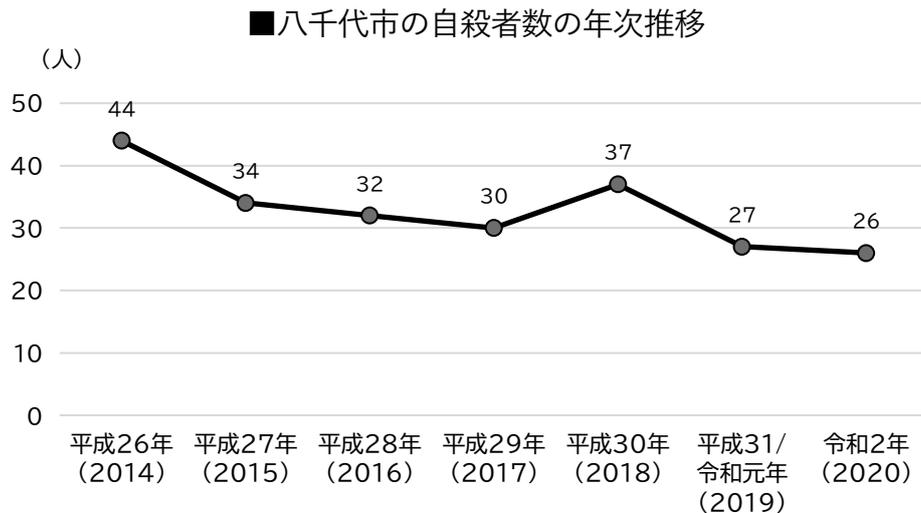
第3章 計画の推進

第1節 計画の背景

1 国・千葉県・八千代市における自殺の現状

(1)自殺者数の推移

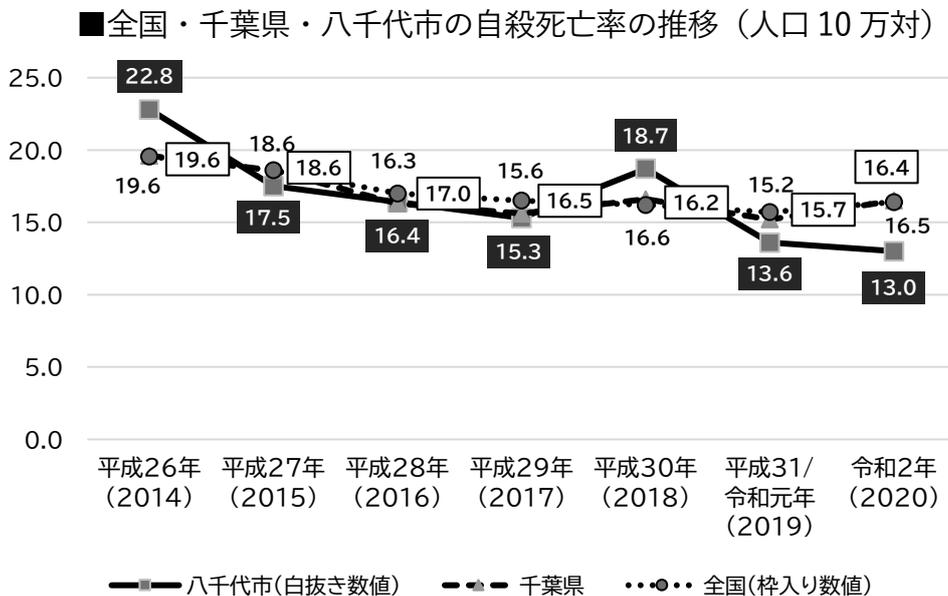
本市における自殺者数は平成26年をピークに概ね減少傾向となっています。令和元年以降は30人を下回っています。



出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル (2021)」

(2)全国・千葉県・八千代市の自殺死亡率の推移(人口10万対)

本市における自殺死亡率は概ね減少傾向となっています。平成30年は一時的に全国及び千葉県の自殺死亡率を上回りましたが、令和元年以降は全国及び千葉県を下回っています。

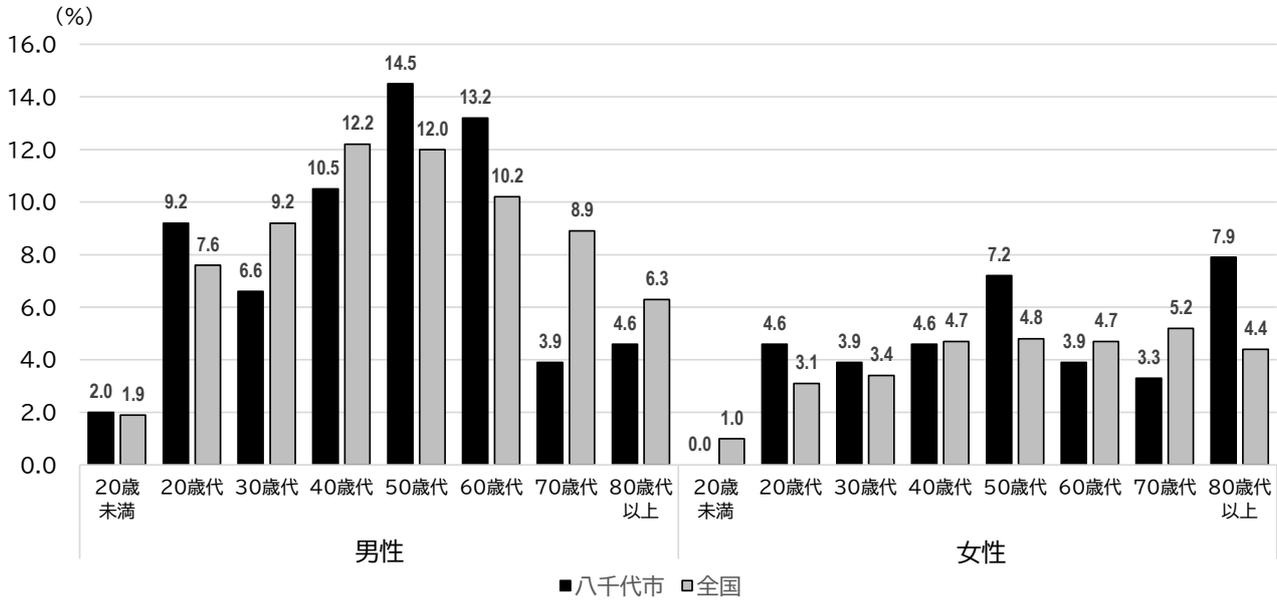


出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル (2021)」

本市における自殺者割合(自殺者全体を100とする数値)は全国と比べて男性は20歳代・50～60歳代, 女性は20歳代・30歳代・50歳代・80歳以上が多くなっています。

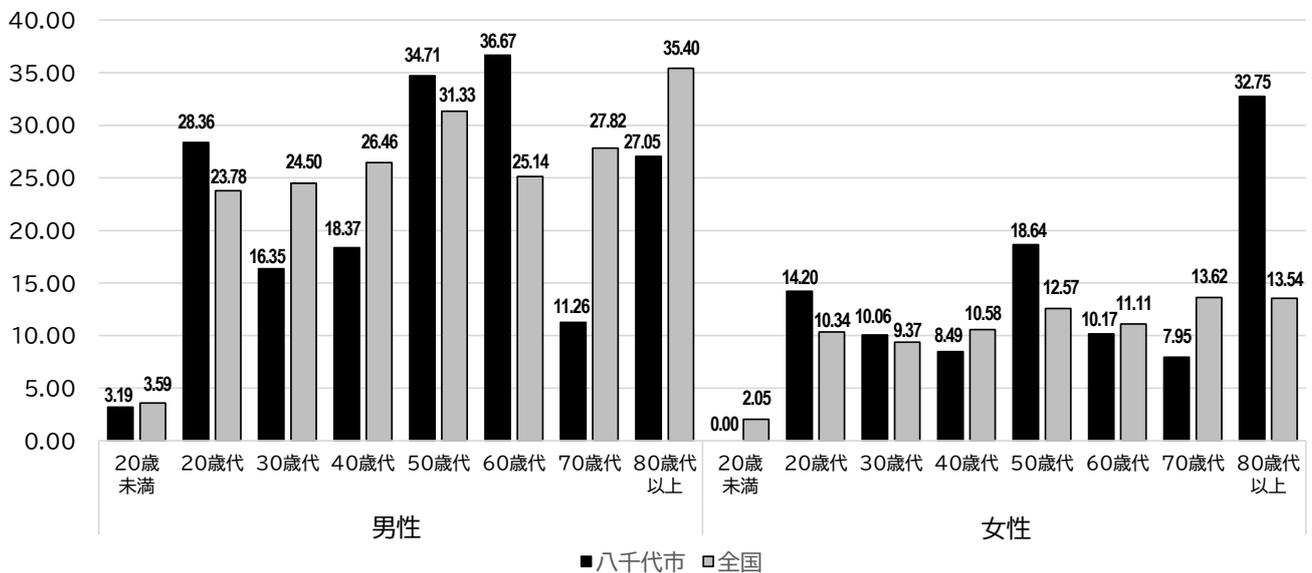
(2021年版)

■性・年代別の自殺者割合



■性・年代別の自殺死亡率 (10万対)

(2021年版)



出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル (2021)」

■自殺者の特性上位5区分(2016～2020年合計)

| 上位5区分 | | 自殺者数 5年計 | 割合 (%) | 自殺死亡率 (10万対) | 背景にある主な自殺の危機経路 |
|-------|-------------------|-------------|-----------|-----------------|---|
| 1位 | 男性 60歳以上 無職独居 | 14 | 9.2 | 117.1 | 失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺 |
| 2位 | 女性 60歳以上 無職同居 | 14 | 9.2 | 13.3 | 身体疾患→病苦→うつ状態→自殺 |
| 3位 | 男性 40～59歳 無職独居 | 12 | 7.9 | 464.6 | 失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺 |
| 4位 | 男性 60歳以上 無職同居 | 12 | 7.9 | 17.5 | 失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺 |
| 5位 | 男性 20～39歳 有職独居 | 10 | 6.6 | 60.0 | ①【正規雇用】配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺 ②【非正規雇用】(被虐待・高校中退)非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺 |

いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2021)」より引用

(3)女性・児童生徒の自殺の状況

警察庁の「令和2年及び3年中における自殺の状況」によると、令和3年の自殺者数は21,007人と令和2年に引き続き減少しました。男性は13,939人と令和2年の14,055人と比べて116人減少でしたが、女性は7,068人と令和2年の7,026人と比べて42人増加しました。

また、文部科学省の「児童生徒の自殺者数に関する基礎資料集(令和3年6月)」によると、令和2年の小中高生の自殺者数は499人で、令和元年の399人から大きく増加しました。さらに、令和元年における年齢階級別の15～39歳の若年層の死因第1位は自殺であり、死亡率も他の国に比べ高いとされています。^{※1}

本市では「女性」「児童生徒」の自殺者数の増加傾向は今のところみられておりませんが、国の情報を踏まえ、女性の自殺未遂者の増加の懸念など、悩みやストレス、こころの問題を多く抱えている人がいると予測されることから、本市においても「女性」「児童生徒」に対する自殺対策について今後意識的に取り組む必要性があります。

※1 厚生労働省の令和3年度版自殺対策白書より引用

第2節 数値目標

国の自殺総合対策大綱において、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、自殺対策の数値目標を定め、当面の目標として令和8年までに自殺死亡率を平成27年(11年前)と比べて30%以上減少させるとしています。

千葉県でも、第2次千葉県自殺対策推進計画の目標として、自殺死亡率を令和6～8年の間に、30%以上減少させることとしています。

本市においては、第1次プランの最終評価時の減少率をもとに下表のとおり目標値を設定しました。なお、本市ではわずかな増減が自殺死亡率に大きく影響することから、令和7～9年までの3年間の自殺死亡率の平均値が30%程度減少することを目指します。

| No | 項目 | 基準値 (令和3年度) | 目標値 (令和9年度) |
|----|---|----------------------|------------------------|
| 1 | 自殺死亡率 ^{※1} (人口10万人あたりの自殺者数) | 13.2 (令和1～3年の平均値) | 13.0以下 (令和7～9年の平均値) |
| 2 | ストレスに対処できていると思う人の割合 ^{※2} | 74.9% | 80% |
| 3 | 不安や悩みを抱えた時の相談先を知っている人の割合 ^{※2} | 85.2% | 90% |
| 4 | 「ゲートキーパー」という言葉を知っている人の割合 ^{※2} | 15.7% | 34% |
| 5 | ゲートキーパー養成講座修了者数(延べ) ^{※3} | 247人 | 600人 |

※1 出典:地域における自殺の基礎資料(市町村別/自殺日・住居地)

※2 出典:市民アンケート調査(令和3年度)

※3 出典:事業統計(令和3年度)

【数値目標の設定に係る考え方】

自殺死亡率について、国・県は平成27年の数値を令和8年に30%減少することを目標することとしていることから、本市においても千葉県と同じ自殺死亡率13.0以下を目指すこととしました。

また、国は第3次自殺総合対策大綱において、3人に1人がゲートキーパー[※]について知っていることを目標としていることから、本市においても同様の目標値を設定しました。

最後に、「誰も自殺に追い込まれないまち」を目指すにあたり、市民がストレス対処能力を高めるとともに、悩みを抱えた際には適切な相談窓口につながる事が重要となります。よって、これらに関する指標についても増加するよう目標値を設定しました。

※ ゲートキーパー：様々な悩みや生活上の困難を抱えている、自殺のリスクがある人のこころの異変に「気づき」「声をかけ」「必要な支援につなげ」「見守る」、「命の門番」と位置付けられる人。

第3節 基本施策

第2次いのち支えるまちづくりプランの策定にあたり、国の自殺総合対策大綱、県の計画、第1次プランの成果及びいのち支える自殺対策推進センターの地域自殺実態プロフィール等を踏まえ、以下の5つの基本施策と、地域自殺実態プロフィールにより示された重点施策を連動させて計画を推進していきます。

- 1 地域におけるネットワークの強化
- 2 悩みに気づき、支える人材の育成
- 3 住民への周知と啓発
- 4 児童生徒のSOSの出し方に関する教育
- 5 生きることの促進要因への支援

1 地域におけるネットワークの強化

自殺対策を推進する上で基盤となる取り組みが、地域におけるネットワークの強化です。地域に展開している様々なネットワーク等との連携強化に取り組みます。特に子育てや介護、その他何らかの生活上の困難などをひとりで抱え込まないように、さまざまな職種が連携して解決に取り組むなど、自殺の要因となり得る障壁を取り除けるようネットワークの強化に努めます。

また、自殺の危険性の高い人の早期発見に努め、必要に応じて精神科医療につなぐ取り組みとともに、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高め、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けることのできる体制構築に努めます。

事業内容

| 事業名 | 事業内容 | 実施機関 |
|-------------------------------|---|-------------------|
| (仮)八千代市自殺対策連絡協議会による関係機関との連携強化 | 国・県の方針、市内の自殺の現状に関する情報を共有すると共に、関係機関との連携を図り、自殺対策の総合的な推進に取り組みます。 | 健康づくり課 障害者支援課 |
| 生活困窮者自立支援事業支援調整会議を通じた連携強化 | 市内の自殺の現状に関する情報を共有すると共に、庁内関係部署との連携強化に取り組みます。 | 福祉総合相談課 健康づくり課 |
| 民生委員・児童委員等の地域で活躍する人材との連携強化 | こころの健康づくりや自殺の現状、相談窓口の周知を通じて、早期に悩みを抱えている人に気づき、適切な相談につなげられる体制づくりを強化します。 | 健康づくり課 健康福祉課 |

| 事業名 | 事業内容 | 実施機関 |
|--------------------|--|---------|
| ボランティア・市民活動の活性化支援※ | 団体間のネットワークづくりのための交流機会や講習等, 市民活動の活性化につながるよう支援します。 | 社会福祉協議会 |
| 地域での見守り・助け合いの推進※ | 日常生活の困りごとや悩みなどについて, 地域の身近な人々がお互いに相談し合えるような取り組みを支援していきます。 | 社会福祉協議会 |

※八千代市地域福祉活動計画で推進されている取り組み

2 悩みに気づき, 支える人材の育成

自殺対策を推進する上で, 悩みを抱えた人に気づき, 支える人材の育成は, 基盤となる重要な取り組みです。

市職員が自殺に関する現状や対応などの知識を深め, 相談窓口等で市民が直面する困難やSOSに気づき, 関係機関と速やかに連携, 支援できるよう, 研修会等の機会を充実させます。

また, 地域においても周囲にいる人のこころの不調や悩みに「気づき」「声をかけ」「話を聞いて」「必要な支援につなげ」「見守る」ことができる人材の育成に取り組めます。

事業内容

| 事業名 | 事業内容 | 実施機関 | 連携機関 (事業実施時の 協力部署) |
|-----------------------|---|------------------|--------------------------|
| 市職員への研修会の開催 | 市職員が自殺に関する現状や相談対応, 支援機関などに関する認識を深めることで, 関係機関と連携しながら, 市民の悩みに寄り添い, 適切な支援につながるよう, 研修会等を開催します。 | 健康づくり課 障害者支援課 | 職員課 |
| ゲートキーパーの普及啓発及び養成講座の開催 | 周囲の人のこころの異変に気づき, 声をかけ, 必要な支援につなげ, 見守ることができる「ゲートキーパー」を養成します。 また, ゲートキーパーの役割等について, 動画配信等にて啓発します。 | 健康づくり課 障害者支援課 | |
| 担い手養成講座の開催※ | 福祉分野における講座や研修会等を通して, 地域の助け合いを行う人材の発掘・育成を進めます。 | 社会福祉協議会 | |

※八千代市地域福祉計画で推進されている取り組み

3 住民への周知と啓発

日々のこころの健康づくりとして、質の良い睡眠のとり方やストレスへの適切な対処法、こころの健康を保つことの大切さ等のこころの健康づくりや LGBTQ(性的マイノリティ)をはじめ多様性を持つ人への正しい理解等についても、第3次健康まちづくりプランとの連動の中で、市民への情報提供に努めます。

また、悩みを抱えた際には、適切な相談窓口につながる事が重要となります。そのため、悩みを抱えた場合には、一人で抱え込まずに相談したり、支援サービスを利用することが大切であるということが共通認識となるよう普及啓発を図ると共に、市民への相談機関や窓口の周知に努めます。

| 事業内容 | | | |
|---|--|---------------------------|--------------------------|
| 事業名 | 事業内容 | 実施機関 | 連携機関 (事業実施時の 協力部署) |
| 母子健康手帳交付時や乳幼児期の相談事業でのこころの健康に関する普及啓発※ ¹ | 母子健康手帳交付時に「マタニティブルーズ、産後うつ」について周知します。また、乳児期の相談事業で、子育て期の親のこころの健康に関する情報提供を行います。 | 母子保健課 子ども支援センターすてっぷ21等 | |
| こころの健康に関する講座の開催※ ¹ | 各種講座等で、ストレス対処や休養の必要性等こころの健康を保つ方法や、こころの不調の兆候や対処法について情報提供します。 | 健康づくり課 男女共同参画センター | |
| こころの健康に関する情報発信 | 広報やちよ、ホームページ、健康情報メール、チラシ等を活用し、ストレス対処や休養の必要性等こころの健康を保つ方法や、こころの不調の兆候や対処法について情報発信します。 | 健康づくり課 障害者支援課 | 男女共同参画センター |
| 自殺対策講演会の開催 | こころの健康を維持し、ストレスやこころの不調を抱えた際の対処方法を理解する普及啓発のため、自殺対策講演会を開催します。 | 健康づくり課 障害者支援課 | |
| 相談窓口の周知 | こころの健康に関する相談機関について、ホームページ、健康情報メール等での情報発信や、地域の団体等との連携によるチラシ配布等の周知を行います。 | 健康づくり課 障害者支援課 | 母子保健課 |
| 自殺予防週間・月間における啓発 | 自殺予防週間及び自殺対策強化月間に合わせて、自殺についての誤解や偏見をなくすため、啓発等を行い周知に努めます。 | 健康づくり課 障害者支援課 | |

| 事業名 | 事業内容 | 実施機関 | 連携機関 (事業実施時の 協力部署) |
|--|--|------------|--------------------------|
| LGBTQ (性的マイノリティ)に関する情報提供※ ² | LGBTQ の正しい理解について、市民に周知します。また、職員に対して研修やガイドライン等を通じて、LGBTQ に関する普及啓発を行います。 | 男女共同参画センター | |

※1 八千代市第3次健康まちづくりプランにて推進されている取り組み

※2 第2次やちよ男女共同参画プランにて推進されている取り組み

4 児童生徒の SOS の出し方に関する教育

児童生徒が、悩みを抱えた際に相談ができたり、助けを求める声をあげることができるよう、児童生徒に対する SOS の出し方に関する教育を推進します。児童生徒本人が、直面する課題について、「相談してもいい」「相談すべき」事柄と意識しない場合もあることから、変化に気づいた保護者や地域の人々、あるいは知人友人からの相談を受ける体制や、それに基づき本人にはたらきかける連携体制の整備も検討します。

また、子どもが悩んだ時に相談できるよう、身近に相談できる体制の充実を図ると共に、教職員等が児童生徒の SOS に気づく力を高めることも重要であることから、教職員等を対象とした資質向上のための研修会を開催します。

事業内容

| 事業名 | 事業内容 | 実施機関 |
|--|--|---------------|
| 市立小中義務教育学校の児童生徒及び保護者に向けた SOS カードの配布 | 児童生徒及びその保護者に向けて「一人で悩まず SOS を出してもらいたい」というメッセージと共に相談窓口を紹介する SOS カードを配布します。 | 指導課 |
| 市立小中義務教育学校の教職員の研修会の実施 | 教職員が、児童生徒のささいな変化に気づく力を高め、いじめの未然防止・早期発見が組織的・継続的に対処できるよう、研修機会を提供します。 | 指導課 |
| 市立小中義務教育学校におけるスクールカウンセラーによる相談の実施 | 千葉県が配置している、臨床心理に関し専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーが、児童生徒の相談に応じ、サポートします。 | 指導課 |
| 市内に住所を有する小中義務教育学校における不登校・ひきこもり児童生徒への支援 | 不登校、ひきこもり児童生徒への支援として、相談や通所による支援のほか、相談機関等へ出向くことができない子どもを対象にした訪問相談、カウンセラーによるカウンセリング等を通して、関係機関と連携を図りながら、問題を抱える子どもと家庭を支援します。 | 指導課(適応支援センター) |

| 事業名 | 事業内容 | 実施機関 |
|------------------------|---|-------------|
| 市立小中義務教育学校における生活等相談の充実 | いじめや不登校, 学校生活での悩み, 心配事など, 子どもや保護者からの相談に関係機関と連携して対応するとともに, さまざまな相談に対応できるよう環境整備に努め, 相談体制の充実を図ります。 | 指導課(教育センター) |

参考 市の自殺対策と連携した取り組み

※八千代市いじめ防止基本方針(最終改定 平成 30 年 3 月)

- ・いじめ防止対策推進法のための対策を総合的かつ効果的に推進
- ・八千代市いじめ問題対策連携協議会の設置
- ・八千代市いじめ問題対策調査委員会の設置
- ・教育委員会の具体的取組

※第 2 次千葉県自殺対策推進計画(平成 30 年 3 月)

- ・学校における心の健康づくり推進体制の整備
- ・長期休暇明けの自殺予防

※第 2 期八千代市子ども・子育て支援事業計画(令和 2 年 3 月)

- ・八千代市要保護児童対策地域協議会による要保護児童等に対する支援
- ・虐待に対する相談援助体制の充実強化
- ・虐待防止対策

5 生きることの促進要因への支援

自己肯定感や信頼できる人間関係等の「生きることの促進要因」と比較して失業や多重債務, 生活苦等の「生きることの阻害要因」が上回った時に自殺のリスクが高まります。

そのため, 生きることの促進要因への支援という観点から, 居場所づくり, 相談・支援体制の充実, 遺された人への支援, 自殺未遂者への支援に関する対策を推進します。

(1)居場所づくり

子どもや高齢者等が孤立することを防ぐため, 八千代市地域福祉計画等と連動した地域における居場所づくりに取り組みます。

事業内容

| 事業名 | 事業内容 | 実施機関 |
|---------------------------------|--|---|
| 子どもの居場所づくり | 放課後子ども教室や子どもの居場所づくり事業(ふらっとホーム), 学習支援, 適応支援センター等, 子どもの居場所づくりに取り組みます。 | 子育て支援課 社会福祉協議会 福祉総合相談課 指導課(適応支援センター) |
| 子ども支援センターすてっぷ21など子育て期の市民の居場所づくり | 子育て期の保護者及び子どもが孤立せず, 保護者が安心して子育てができるよう子ども支援センターすてっぷ21等を保護者同士の交流の場として開放する他, 職員が子育てに関する相談に対応します。 | 子ども保育課 |
| 身近な場所で気軽に参加・相談できる居場所づくり | 子ども, 子育て世代, 障害者, 高齢者, 外国人, 生活困窮者等, 幅広い住民の参画・交流を通じて生活課題を見出し, 課題解決に向け住民主体で取り組み「支えあいの場づくり」を実践します。(コミュニティスペースほっこり) | 社会福祉協議会 |
| 高齢者の居場所づくりの推進 | 高齢者の運動習慣と交流の促進を目的としたやちよ元気体操応援隊による自主活動及び地域の高齢者が気軽に参加できる介護予防サロン, ふれあいサロンの活動支援を通じて, 住民同士が集える機会を提供します。 | 健康づくり課 福祉総合相談課 長寿支援課 社会福祉協議会 |

(2)相談・支援体制の充実

市民が経済・生活問題, 家族関係の不和, 心身面での不調等の様々な悩みを抱えた際, 相談できる窓口の充実を図ります。

重複した悩みを抱えた人に対しては, 適切な窓口につなげるよう連携する等の相談支援体制の整備を図ります。

事業内容

| 事業名 | 事業内容 | 実施機関 |
|----------------------|---|---------------|
| こころの病気及び福祉サービスに関する相談 | 精神疾患に関する保健福祉制度の利用や生活上の問題についての精神保健福祉士等による相談 | 障害者支援課 |
| こころの健康相談 | こころの健康, 精神疾患及び精神科医療など, 精神保健福祉に関する相談。精神保健福祉相談員等が対応(予約制で精神科医の相談日もあり) | 習志野保健所 |
| | こころの健康, 精神疾患及び精神医療, 思春期精神保健など精神保健福祉全般に関する相談, アルコール・薬物・ギャンブル等依存症に関する相談 | 千葉県精神保健福祉センター |
| 健康相談 | 保健師・栄養士・歯科衛生士による健康に関する相談 | 健康づくり課 |

| 事業名 | 事業内容 | 実施機関 |
|----------------------------------|--|---------------------------|
| 福祉の総合相談 (生活困窮者自立支援 制度窓口) | どこに相談したらよいか分からない 等, 福祉に関するさまざまな相談(生 活, 仕事, ひきこもり, DV 等) | 福祉総合相談課 |
| | 仕事, 住まい, 家族, お金(家計相 談)等, 困りごとの状況に応じた支援の 実施 | 社会福祉協議会 |
| 生活保護相談 | 病気や失業等により収入がない等, 生活に困っている人の生活保護につい ての相談 | 生活支援課 |
| 心配ごと相談 | 民生委員による生活のあらゆる心配 事の相談 | 社会福祉協議会 |
| 消費生活相談 | 専門の相談員による, 商品・サービ スなどの消費生活に関する消費生活相 談 | 消費生活センター |
| 法律相談 | 相続, 離婚, 養育費, 損害賠償, 近隣 トラブル, 保証人など法律に関わる問 題全般に対する相談 | コミュニティ推進課 社会福祉協議会 |
| 障害のある方の相談 | 身体・知的・精神の障害, 難病に関す る福祉サービスの利用や生活上の相 談, 障害者虐待の相談 | 障害者支援課 |
| 高齢者総合相談 | 介護の心配や健康, 医療, 福祉, 虐 待に関する事等, 高齢者の悩みごと の総合相談 | 地域包括支援センター |
| 妊娠・出産・子育ての相 談 | 妊娠・出産・子育てに関する悩みや 不安, 健康に関する相談 | 母子保健課 |
| ひとり親家庭への相談 | 母子・父子自立支援相談員による, ひとり親家庭の家庭紛争, 就労, 児童 の養育, 資金の貸し付けなどの相談 | 子ども福祉課 |
| 子どもとその家庭の相 談(子ども家庭総合支 援拠点) | 18 歳未満の子どもとその家庭(妊産 婦含む)の総合相談, また, 児童虐待に 関する相談・通告に対応 | 子ども相談センター |
| 教育相談 | 幼児, 小学生, 中学生, 高校生, 大 学生(相当年齢)とその保護者の家庭や 学校での悩みに対する相談 | 教育センター |
| 適応支援相談 | 不登校の小学生, 中学生を対象とし た通所による支援・指導 不登校の悩みを持つ保護者からの 相談も受付 | 指導課(適応支援セン ター フレンド八千代) |
| 女性サポート相談 | 女性が抱える家庭や職場, 対人関 係, 生き方等の悩みに対する相談 | 男女共同参画センター |
| 経営相談会 | 事業を営んでいく上での相談 | 商工会議所 |
| 求職相談や職業相談 | ハローワーク船橋の出先機関として 地域職業相談室を設置し, 求職相談や 職業紹介, 千葉県ジョブサポートセミ ナー及び近隣市等との共催による就職支 援セミナーの実施 | ハローワーク船橋 |

※その他の相談窓口は八千代市暮らしのナビブック(市民便利帳)にも掲載しています。

(3)遺された人への支援

身近な人を亡くした人が心身の不調に見舞われることがあります。そのようなときに適切な相談機関を案内できるよう、千葉県自殺対策推進センター等と協力し、情報提供を行います。

また、著名人の不慮の死などが大きな社会的影響を持つことがあります。市民に対して WHO(世界保健機関)が定めるガイドラインなどを参考にした対応についての情報提供を行います。

事業内容

| 事業名 | 事業内容 | 実施機関 | 連携機関 (事業実施時の 協力部署) |
|------------------------|--|------------------|--------------------------|
| 死亡届を提出した人に対する相談窓口の情報提供 | 死亡届を提出した人に対し、相談窓口及び遺族の会等の案内チラシを配布し、情報提供をします。 | 健康づくり課 障害者支援課 | 戸籍住民課 |

(4)自殺未遂者への支援

自殺未遂者やその家族が抱える様々な問題に対して適切に支援できるよう、千葉県自殺対策推進センターや保健所等と連携し、(仮)八千代市自殺対策連絡協議会や生活困窮者自立支援事業支援調整会議等のネットワーク会議などにおいて、地域での支援体制を検討します。

参考 市の自殺対策と連携した取り組み

※第2次千葉県自殺対策推進計画(平成30年3月)

- ・いのち支える自殺総合対策推進センターと連携した、各市町村へのデータ提供と地域診断の支援や技術的な助言など
- ・自殺未遂者に対する心理的なケアなど広域的支援体制の構築
- ・医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援

第4節 重点施策

厚生労働省の報告によると、令和3年における全国の自殺者数は前年に比べて減少しました。しかし、性別で見ると、男性は減少したものの、女性は増加していることが明らかとなりました。

また、文部科学省は令和2年の児童生徒の自殺者数が前年から大きく増加したことを報告しています。

地域自殺実態プロファイル(2021)における本市の自殺の現状として、男性は20歳代・30歳代・50～60歳代、女性は20歳代・50歳代・80歳以上が多く、重点的に取り組むべき対象として、高齢者、生活困窮者、無職者・失業者への対策が推奨されました。

第1次プランにおける評価を踏まえ、本市では下記の4点を重点施策と定め、推進することとしました。

- 1 高齢者への支援強化
- 2 生活困窮者への支援強化
- 3 子ども・若者への支援強化
- 4 女性への支援強化

1 高齢者への支援強化

今後、少子高齢化が進むにつれて、独居高齢者や高齢者世帯の社会的な孤立が懸念されています。

高齢者の社会的な孤立は本人の生きがいの喪失につながると共に、様々な問題を抱えた際に誰にも相談できず、自殺の危険性が高まることが考えられることから、地域社会とのつながりをどのように維持するかという点が課題となっています。

そこで、本市では、八千代市地域福祉計画に基づいて、地域で活躍する人材である民生委員・児童委員やボランティア団体等、高齢者に係る様々な人材や団体との連携強化や、地域における居場所づくり等を通じて高齢者の社会的な孤立の防止に取り組み、地域の身近な人とのつながりを感じることでできる地域づくりを推進します。

2 生活困窮者への支援強化

経営状況の悪化や就労上の問題をきっかけに退職や失業に至った場合、収入を失うことによる生活困窮や多重債務などによる生活困窮状態に至ることが想定されます。

生活困窮状態にある人は、経済的な困窮に加え、心身の健康や家族等との人間関係など様々な問題を抱えた結果、自殺に追い込まれてしまうことが考えられます。

そのため、生活困窮者自立支援制度に基づく支援と自殺対策事業が連携し、経済や生活面の支援のほか、心身の健康や人間関係等の視点も含めた包括的な支援を行う必要があります。

そこで、本市では、生活困窮者自立支援制度に基づき、生活困窮に関する専門相談員(生活困窮者自立支援相談員)を設置し、相談者に寄り添った相談支援の取り組みを推進します。また、この相談員と関係部署及び関係機関がネットワーク強化を図ることで、様々な悩みを抱える生活困窮者の包括的支援に取り組みます。

3 子ども・若者への支援強化

近年、子ども・若者を取り巻く環境はめまぐるしく変化しています。このような急速な変動の中で、社会や地域、集団を含めた他者との関係性やコミュニケーションなど、個人と周囲との相互作用において、生きづらさを抱えた子どもや若者が増えています。

子ども・若者の成長に関わりを持つ家庭、学校、地域、社会がそれぞれの特性を生かしながら、相互に協力して支援していくことが重要です。

そこで、本市では、福祉、保健、教育部門などが連携を強化し、子どもの居場所づくりのほか、情報の普及啓発や年代に応じた相談体制の整備など多面的支援に取り組みます。

4 女性への支援強化

厚生労働省によると令和3年の全国の自殺者数は令和2年より減少していますが、性別による内訳では自殺者数は、男性は減少したものの、女性は増加している状況です。この背景としてコロナ禍における「女性の就労問題」をはじめ、「子育ての悩み」や「夫婦の不和」など家庭内の問題が目立つことが研究機関により報告されています。

このような状況を踏まえ、悩みを抱える女性を支援できる相談体制の充実が必要であると考えられます。

そこで、本市では、福祉の総合相談や女性サポート相談をはじめとした相談体制の充実に取り組みます。